

岩手県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会被服貸与規程（昭和33年岩手県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
被服の貸与を受けることができる職員		貸与する被服の種類	数	貸与期間（年）	備考	被服の貸与を受けることができる職員		貸与する被服の種類	数	貸与期間（年）	備考
所属名	職員					所属名	職員				
[略]					[略]						
各県立学校	[略]					各県立学校	[略]				
	本務として農作業に従事する実習教諭及び作業員	[略]					本務として農作業に従事する実習教諭、 <u>実習助手</u> 及び作業員	[略]			
	養護教諭、養護助教諭及び理療に従事する職員	[略]					<u>指導養護教諭</u> 、養護助教諭及び理療に従事する職員	[略]			
[略]					[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。